

# NEWSLETTER

## 知財速報

- 近年、中国の商品経済の発展と技術革新の改善により、工業設計は製品の付加的価値にますます大きな影響と役割を果たし、意匠の保護はますます多くの企業によって重視されている。
- 本文は、2019年の意匠出願の提出データ、最新の部門規則、及び最高人民法院の判例などから、中国意匠実務についての最新動向を紹介する。



## 2019年中国意匠実務についての最新動向

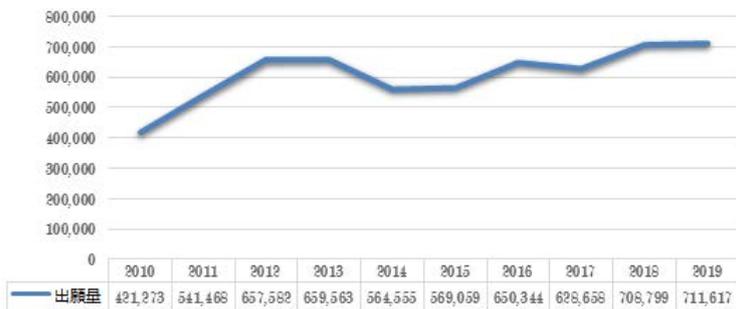
近年、中国の商品経済の発展と技術革新の改善により、工業設計は製品の付加的価値にますます大きな影響と役割を果たし、意匠の保護はますます多くの企業によって重視されている。

本文は、2019年の意匠出願の提出データ、最新の部門規則、及び最高人民法院の判例などから、中国意匠実務についての最新動向を紹介する。

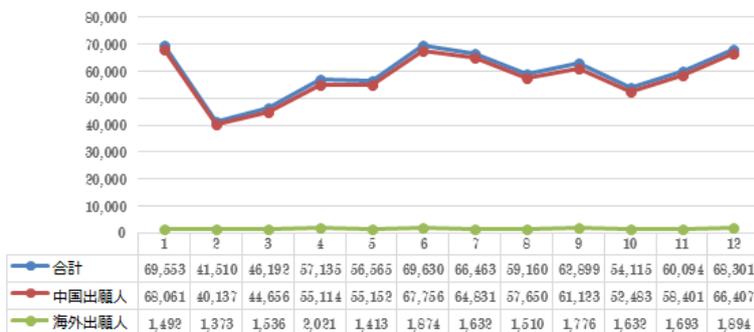
### 一、2019年中国の意匠出願量の状況<sup>1</sup>

近年、中国の専利出願の総数は世界をリードし続けている。2019年、中国の専利出願量は、特許案件のわずかな減少に加えて、実用新案及び意匠の出願量は増加していく傾向を維持している。

次の図は、2010年から2019年までの過去10年間における中国の意匠出願量の全体的な状況を示している。この図から、2019年の中国の意匠出願量は過去最高に達していることがわかる。



下の他の図は、2019年1月から12月までの各月の、中国及び外国の出願人によって提出された意匠出願の状況を具体的に示している。



公式データによると、2019年に中国及び外国の出願人によって提出された意匠の出願量は過去最高を超えた（本文では具体的なデータは提供しない）が、上記の図に示すように、2019年の各月の出願総数と、中国及び外国の出願人によって提出された出願量の比較から、中国の意匠出願量の主な貢献者は中国の国内出願人であることがわかる。

また、これらのデータからもわかるように、中国は製造大国であるが、ますます多くの中国企業が製品の研究開発と革新を重視し始めており、一部の企業は、純粋な「中国製造」から「中国製造」と「中国創造」の並行発展路線に移行している。

### 二、2019年《専利審査指南》の改正の意匠に与える影響

中国専利法の4回目の改正はまだ実施されていないが、中国国家知識産権局（CNIPA）は、新しい技術の急速な発展のニーズを十分に考慮した上、近年の審査作業における有益な経験をまとめ、現行の規定における不明な事項を明確にし最適化して、革新本体の審査規則と審査モードに対する新しい訴求に応じて、2019年11月1日から発効された《専利審査指南》の改正<sup>2</sup>を発表した。

1. 《専利審査指南》の今度の改正には意匠部分に直接対処する改正内容が含まれている。

情報化、デジタル化、知能化のプロセスが加速するにつれて、電子製品はますます深く人々の生活に影響を与え、グラフィカルユーザーインターフェイ

<sup>1</sup>データソース：国家知識産権局公式サイト、<http://www.cnipa.gov.cn/>。

<sup>2</sup>《専利審査指南》改正に関する国家知識産権局の公告（第328号）、[http://www.gov.cn/xinwen/2019-09/26/content\\_5433360.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-09/26/content_5433360.htm)。

ス（以下、「GUI」と略す）はすでに製品の設計で一席を占めている。GUIの保護に対する強い需要のある現在の状況で、GUIのユニークな製品属性を考慮して、今度の《専利審査指南》の主な改正内容の1つは、GUIに関わる製品の意匠出願（以下、「GUI意匠」と略す）についての改正であり、主には、関連する審査規則を改善するための提出文書の仕様である。本文では、関連する改正の内容について簡単に紹介する。

(1) 今度の改正は中国専利体系における GUI 意匠の定義を与えた。

今度の審査指南の改正によると、グラフィカルユーザーインターフェイスに関わる製品意匠は、「製品の設計ポイントにグラフィカルユーザーインターフェイスが含まれている設計」と定義されている。これ以前は、GUI意匠についての公式な定義と解釈はなかった。

(2) 今度の改正は GUI 意匠の製品名を標準化した。

今度の審査指南の改正によると、非動的なグラフィカルユーザーインターフェイスに関わる意匠の製品名には、少なくとも3つの要素が含まれている必要がある。つまり、①グラフィカルユーザーインターフェイスが適用され製品の名前、②「グラフィカルユーザーインターフェイス」字形のキーワード、及び、③グラフィカルユーザーインターフェイスの主な用途を含む必要がある。

ところが、動的なグラフィカルユーザーインターフェイスの意匠の製品名は少なくとも4つの要素が必要である。すなわち、①グラフィカルユーザーインターフェイスが適用される製品の名前、②「グラフィカルユーザーインターフェイス」字形のキーワード、③グラフィカルユーザーインターフェイスの主な用途、及び、④「動的」字形のキーワード。つまり、動的な GUI 意匠の製品名は、非動的な GUI 意匠の製品名の3つの要素に加えて、「動的」字形も反映しなければならない。

(3) 今度の改正は GUI 意匠出願における図や写真の最低要求を規定した。

設計ポイントがグラフィカルユーザーインターフェイスのみにある場合、少なくとも1つの当該グ

ラフィックユーザーインターフェイスを含むディスプレイパネルの正投影図を提出する必要がある。グラフィカルユーザーインターフェイス設計の最終製品におけるサイズ、位置、及び比例関係を明確に示す必要がある場合は、グラフィカルユーザーインターフェイスに関わる面の最終製品の正投影図を提出する必要がある。

グラフィカルユーザーインターフェイスが動的パターンである場合、出願人は、少なくとも1つの状態のグラフィカルユーザーインターフェイスに関わる面の正投影図を正面図として提出する必要がある。ほかの状態については、グラフィカルユーザーインターフェイスのキーフレームの図のみを変化状態図として提出できる。提出された図は、動的パターンにおける動画の完全な変化の過程を一意に確定する必要がある。変化状態図にマークを付けるとき、動的変化の過程にしたがって順番に付ける必要がある。

投影装置を操作するためのグラフィカルユーザーインターフェイスである場合（この場合、GUIと装置は比較的分離されている）、グラフィカルユーザーインターフェイスの図に加えて、投影装置を明確に示す図も少なくとも1つ提出する必要がある。

上記の規定により、出願人が GUI 意匠の保護を請求する際に、従来意匠に属する意匠キャリアの関連製品図を提出する必要がなくなり、別の方法により、現在、中国で適用されない部分意匠体系と同じ効果が得られる。さらに、上記の規定は、GUI意匠の保護の内容と範囲を明確にし、限定するのにも役立つ。

(4) 今度の改正は GUI 意匠出願における簡単な説明の作成を標準化した。

グラフィカルユーザーインターフェイスを含む製品意匠は、簡単な説明でグラフィカルユーザーインターフェイスの用途を明確に説明し、製品名に反映されている用途に対応する必要がある。

当該グラフィカルユーザーインターフェイスを含むディスプレイパネルの正投影図のみを提出した場合、当該グラフィカルユーザーインターフェイスのディスプレイパネルが適用される最終製品を包括的に列挙する必要がある。

必要に応じて、グラフィカルユーザーインターフ

エイスの製品における領域、人間とコンピュータとの相互作用する方法、及び、変化の過程などを説明する必要がある。

筆者は、簡単な説明に関する上記の規定は、その後発生する可能性のある権利有効性確定と権利行使の過程において、保護客体の範囲を明確にすることに役立ち、これにより、図面に示されている授權された意匠をより客観的に評価・判断することができると考えている。

## 2. 《専利審査指南》の今度の改正から提案された実現可能な審査手続も意匠に影響を与えた。

今度の審査指南の改正により、発明、実用新案及び意匠の出願に関する4つの関連審査手続が明確になり、すなわち、一般原則、優先審査、遅延審査、及び、専利局が独自に実体審査を開始することである。意匠出願については、規定された最初の3つの審査手続が適用される。

### (1) 一般原則

中国の意匠出願は、初歩審査を通過したら授權されることができる。このため、一般に、意匠の初歩審査は出願が提出された順に開始されるべきである。

### (2) 優先審査

国や地方政府によって重要に開発又は奨励されている産業、国や公共の利益にとって非常に重要な意義を持つ出願、又は、市場活動で一定のニーズがある意匠出願などについては、出願人により提出され、承認された後、当該意匠出願を優先審査することができ、後続の審査プロセスで優先に処理される。

優先審査の枠組みの下で、優先審査を請求する意匠の出願は2か月以内に審結できると予想される。つまり、審査官が授權通知書を発行するか、もしくは却下することを決定する。意匠出願は、拒絶査定後の拒絶査定不服審判では、優先審査の手続がない。ただし、無効請求審判では優先審査の手続があり、優先審査された意匠の無効審判案件は4ヶ月以内に審結できると予想される。

現在の審査実務によると、意匠出願が優先審査期間にある場合、出願人が意匠の審査意見通知書に回

答する期限は、通知書の発行日から15日であり、「発行日」は通知書に示された発行の日である。ただし、優先審査を請求した意匠権無効審判案件の通知書に回答する期限は、通常案件の場合と同じである。

さらに、出願書類に対する自発補正又は審査意見への延期回答により、いずれも優先審査の手続が停止される可能性がある。優先審査が停止された後、当該出願は通常の手続に従って処理される。

### (3) 遅延審査

出願人は、意匠出願の提出と同時に、遅延審査を請求することができる。遅延期間は、遅延審査の請求の発効日から1年、2年、又は3年である。遅延期間が終了すると、当該出願は順番に審査を待機する。必要に応じて、国家知識産権局は、自発的に審査手続を開始して出願人に通知することができ、これにより、出願人の請求した遅延審査の期間が終了される。

新しい制度として、遅延審査制度は、現在、取下げ手続、公告手続、及び公衆の異議申し立て手続をまだ設立されていない。

## 3. 《専利審査指南》の今度の改正により明確にした、分割出願に基づいて受動的に分割された出願のタイミングは、意匠出願にも適用される。

具体的には、審査官の発行した分割出願通知書や審査意見通知書において分割出願に単一性の欠陥があることを指摘されたため、審査官の審査意見に従って出願人が分割出願を再提出した場合、分割出願を再提出された時間は、単一性欠陥のある当該分割出願に基づいて査定する必要がある。

また、分割出願の出願人は、分割出願を提出する際の元の出願の出願人と同じでなければならない。規定に満たされない場合、審査官は、分割出願を提出されていないと見なされる通知書を発行するものとする。

## 4. 《専利審査指南》の今度の改正により提出された、無効手続における複数の組み合わせの審査方式は、意匠にも適用される。

それぞれの当事者、及び合議体の「訴訟の負担」を軽減することから考慮し、無効審判をよりターゲットを絞って効率的にするために、意匠の無効手続において、例えば、進歩性の理由で複数の従来意匠を提出し、組み合わせて比較する方法が複数ある場合、メインの組み合わせ方法及びその最も近い従来意匠を最初に指定する必要がある。メインの組み合わせが明確されていない場合、第一セットの比較意匠における組み合わせ方法をメインの組み合わせ方法にデフォルトにする。

合議体は、すべての組み合わせ方法を審査するが、指定されたメインの組み合わせ方法が口頭審理中の調査の焦点になり、また、審査決定でも、当該メインの組み合わせ方法について詳細に焦点を当て、他の証拠の組み合わせ方法については、簡単に評論し、叙述するものとするところがある。

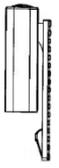
### 三、《最高人民法院公報》の2019年に公告された意匠の侵害判例からの啓示

《最高人民法院公報》判例は、最高人民法院によって正式に選択し編集された、法律及び司法解釈を適用してさまざまな案件を審理した典型的な裁判範例であり、権威的・専門的・指導的である。

2019年、《最高人民法院公報》では38の典型的な判例が掲載され、そのうちの1つは、Shanghai Chenguang Stationery CO., LTD（以下、「Chenguang」と略す）vs. Deli Group Co., Ltd.など（以下、「Deli など」と略す）の意匠権侵害に関わる紛争案件であり、名称が「ペン（Pen）（AGP67101）」で、専利番号が200930231150.3である意匠に係る。当該判例は、上海知識産権法院の2016年の典型的な判例に入選されている。

この案件は、2016年01月21日、Chenguang 会社が原告として、Deli 会社などから製造又は販売された Deli A32160 ジェルペン（すなわち、訴訟された侵害製品）と、原告の第 ZL200930231150.3 号の意匠（授權公告番号 CN301291375S）とが同じ製品で、設計も類似し、自分の意匠権を侵害していると、上海知識産権法院に訴訟を提起したことである。被告として、Deli は、2016年03月18日に、係争意匠と比較意匠 CN300885158D とが実質

的に同じであり、新規性に関する専利法第23条第1項の規定に準拠していないという理由により、国家知識産権局専利復審委員会に無効審判請求を提出した。しかし、係争意匠を無効する Deli の主張は復審委員会によって支持されておらず、最終的に当該意匠権の全部有効である審査決定を下した。そして、上海知識産権法院は、被告の Deli などは創造的な努力をせず、原告の授權を受けた意匠に基づいて、実質的な区別を有していない設計要素及びパターンと色を変更又は追加することにより、原告の意匠を実施し、原告の意匠権の侵害を構成し、対応する民事責任を負うべきであると判断した。

係争意匠	無効段階 従来意匠 CN300885158D	侵害段階 侵害製品 Deli A32160 ジェルペン
		
		
		
		
比較結論	両者の設計が実際的に同じでなく、無効理由が成り立たなく、当該意匠権の全部有効を維持する	侵害成立

中国の専利法で保護されている製品意匠は、形状、パターン、色の3つの設計要素が含まれている。一般に、意匠が同じか類似しているかの判断は、同じ又は類似の製品の形状、パターン、色の設計についての総合的な判断を指すが、主観的な判断が強いため、同じ又は類似の判断は、意匠権の確定及び侵害判定をする際にしばしば困難に直面する。

この判例の意義は、「全体的観察、包括的判断」の原則をどのように適用するかのことにある。

係争意匠は、形状を設計ポイントとしている設計である。無効審判段階では、引用された比較意匠も形状を設計ポイントとした意匠であり、合議体は、一般消費者が容易に気づく、ペンの主要な構成要素である、ペンホルダー、キャップ、及び、キャップ上のクリップの形状を比較して、実質的に異なる審査決定をもたらした。

対応する侵害訴訟案件において、訴訟された侵害製品は、形状、パターン、及び色の設計要素を持つ実際の物品である。侵害の比較の過程で、「全体的観察」と「包括的判断」をどのように行うかが、案件を認定する鍵となった。侵害の判断において、法院は、ペンホルダー本体の形状、ペンホルダー先端の形状、キャップ本体の形状、キャップ先端の形状、ペンホルダーに対するキャップの長さ、クリップとキャップとの接続方式、キャップより長いクリップの長さなどの設計の特徴を考慮して、全体として、係争意匠と侵害製品とが形状で類似している設計スタイルを有すると認定した。訴訟された侵害製品のパターンと色は、係争意匠に基づく追加の設計要素としてのみ考慮されている。

この判例の裁判の概要は次のとおりである。意匠の類似判断について、「全体的観察、包括的判断」の原則に従う必要がある。具体的な案件では、訴訟

された侵害意匠と授權された意匠との類似性と相違性の両方を調べる必要があり、それぞれ、訴訟された侵害製品と授權された意匠との同じ設計の特徴と異なる設計の特徴から、その全体的な視覚効果への影響を客観的に分析し、主観的な要素の影響を回避するべきである。創造的な労働なしで、授權された意匠に基づいて実質的な違いなしに設計要素、及びパターンと色を変更又は追加することによって意匠を実施する場合、意匠権の侵害を構成する。

この案件の啓示は、色や、パターンを保護範囲に含まれていないもの、つまり、設計ポイントとして形状のみを含む意匠については、色やパターンなどの設計要素が訴訟された侵害製品に追加に増加された設計要素で、侵害判断に実質的な影響を与えるべきではないため、訴訟された侵害製品の色やパターンなどの追加の設計要素は考慮する範囲から除外されるべきである。このようにして、侵害者がパターンや色などを追加することにより、意匠権侵害を簡単に回避することを防止する。

#### 四、まとめ

意匠は知的財産の保護における重要なタイプであり、芸術性と実用性の2つの特徴を持ち、発想的、美観的、独特的、及び、装飾的などの異なる設計スタイルを通じて消費者の購入意欲を刺激することもできる。今日、製品設計の分野での高品質な開発に伴い、中国の意匠制度や司法実務は絶え間なく改善され、裁判の基準も絶え間なく明確になっている。中国専利法の4回目の改正が実施された後、中国の意匠制度は国際基準により密接に結び付き、意匠制度の中国市場におけるより積極的な役割を果たすと考える。

この文章は法律意見書と同等ではありません。具体的な法律意見書については、当社の専門コンサルタントや弁護士にご相談ください。当社の電子メールは [LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)、当該電子メールは当社のウェブサイト [www.lungtin.com](http://www.lungtin.com) でも見つけます。

詳細な情報やさらなる助言については、この文章の筆者にお問い合わせください。

黄艶：パートナー、総経理アシスタント、英独機械意匠代理部部長、シニア弁理士：[LTBJ@lungtin.com](mailto:LTBJ@lungtin.com)



### 黄 艶

(パートナー、総経理アシスタント、  
英独機械意匠代理部部長、シニア弁理士)

特許出願の作成、実務代理、特許復審請求、無効審判、侵害訴訟、特許デューデリジェンス及びFTO調査、特許レイアウト、特許分析などの代理業務を得意とする。渉外事例のほか、中国大陸・台湾の特許案件も数多く代理しており、複雑な案件、特に意匠を含む特許案件の処理を得意とする。家電製品、建設機械、車輛製造、半導体部品、印刷装置、製紙装置、医療機器、コンピュータ機器などの機械や機械自動化の技術分野における豊富な特許法律サービスの経験を積み上げた。2002年2月に隆天に入所して以来、重要で困難な案件を数多く担当してきた。

黄艶先生は、2007年に中国弁理士資格を取得し、2013年から最高人民法院により訴訟弁理士として指定され、2014年に全国弁理士資格試験実務科目の採点講師を担当し、2016年に第1陣の最高人民法院知的財産案例基地の専門家に選ばれ、2016年に3つ星弁理士(中国知識産権新聞社)に評価され、2018年に中関村知識産権促進局の中関村涉外知的財産サービスの専門家として招かれた。